

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第十三号

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表教頭の項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同表主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び事務職員の項及び学校栄養職員の項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。